平成２７年（フ）第１５３号
静岡県浜松市中区高丘北４丁目６番32号
コーポレティブハウスⅡ　106号
破産者　栗田　有三
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
静岡県磐田市堀之内1638番地17
破産者　小池　安代
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２１５号
静岡県磐田市城之崎４丁目４番地５　山王ハイツＢ―117号
破産者　井上　正彦
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２４４号
静岡県掛川市大渕5941番地の１
破産者　清水　元和
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１８５号
和歌山市松江北７丁目６番28号
破産者　吉田　正広
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２１６号
和歌山県橋本市古佐田３丁目４番７号
破産者　武田　良祠
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６８号
愛媛県松山市西石井３丁目５番10号　松岡マンション302号
破産者　松岡　正人
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３３号
愛媛県伊予市下三谷2576番地１
破産者　山﨑　　修
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７号
福岡県八女市長野550番地
破産者　山下　英俊
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第５３号
長崎県東彼杵郡東彼杵町八反田郷1000番地１
破産者　**𠮷**野　五男
1　決定年月日　平成27年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続終結

平成２６年（フ）第８１号
島根県出雲市斐川町富村649番地
破産者　ダンタニインテリア株式会社
1　決定年月日　平成27年９月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第５５８号
埼玉県狭山市富士見２丁目１番５号　あたご荘101
破産者　星　美喜男
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８１１９号
東京都新宿区大京町20番地７―102号
破産者　株式会社アダマス
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５２６号
東京都千代田区丸の内１丁目８番３号　丸の内トラストタワー本館20階、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市都筑区北山田５丁目17番28号
破産者　株式会社ＴＯＭＩＴＡ
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１０２３０号
東京都新宿区西新宿１丁目19番５号
破産者　株式会社サンダンス・リゾート
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２９号
名古屋市千種区千種１丁目27番２号
破産者　有限会社ヨシダヤ買いまっくす
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４３号
愛知県あま市七宝町伊福新家西127番地１
破産者　株式会社豊金属
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６３８号
神戸市東灘区魚崎南町３丁目９番８号
破産者　加納技研株式会社
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７７７号
兵庫県三田市弥生が丘４丁目11番地９
破産者　多宮　健二
1　決定年月日　平成27年９月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部